

春日井市地縁団体の認可等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2の規定に基づき、町又は字の区域その他春日井市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 地縁団体が市長に認可を申請する場合には、その団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿（第2号様式）
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（第5号様式）
- (5) 代表者就任承諾書（第6号様式）

(認可)

第3条 市長は、前条の申請を受けた日から30日以内に認可をした旨、又はし

ない旨を決定し、前条の申請をした地縁団体に通知しなければならない。

2 市長は、地縁団体を認可した場合は、地縁団体台帳（第7号様式）を作成し、管理するものとする。

（認可の告示）

第4条 市長は、前条の認可をしたときは、遅滞なくこれを告示するものとする。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（規約の変更）

第5条 認可を受けた地縁団体がその規約を変更しようとするときは、その団体の代表者が、規約変更認可申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 変更の内容及び理由を記載した書類

(2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

2 市長は、前項の申請を受けた日から30日以内に認可をした旨、又はしない旨を決定し、同項の申請をした地縁団体に通知しなければならない。

（告示事項の変更）

第5条の2 認可を受けた地縁団体は、第4条に基づき告示された事項に変更があったときは、その団体の代表者が、速やかに告示事項変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（解散の届出及び残余財産の処分）

第5条の3 認可を受けた地縁団体が解散したときは、その団体の代表者が、速やかに市長に書面をもって届け出なければならない。

2 解散した地縁団体の規約が、その団体の財産の帰属する人を指定していないとき又は指定する方法を定めていないときは、解散した地縁団体が、その認可を受けた地縁団体の目的に類似した目的のためにその財産を処分しようとするときは、その団体の代表者が、総会の議決を経た後、財産処分認可申

請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 処分財産目録（第11号様式）

(2) 財産処分を総会で議決したことを証する書類

3 市長は、前項の申請を受けた日から30日以内に認可をした旨、又はしない旨を決定し、同項の申請をした地縁団体に通知しなければならない。

（認可の取消）

第6条 市長は、第3条の認可を受けた団体が法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第3条の認可を受けたときは、その認可を取り消すものとする。

2 前項の取消をした場合は、市長は速やかにその旨を記載した書面をもって当該団体に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

（証明書の交付）

第7条 第4条の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求しようとする者は、証明書交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による証明書の交付は、末尾に原本と相違ない旨を記載した地縁団体台帳の写しを交付することにより行うものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地縁団体の認可に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市地縁団体の認可等に関する取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市地縁団体の認可等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地縁団体の認可等に関する取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市地縁団体の認可等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 春日井市長

認可を受けようとする地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 代表者就任承諾書

第5号様式

事業報告書

事業年月日	事業名	事業内容	備考
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		
.	.		

第6号様式

承 諾 書

私は、 _____ の代表者となることを承諾します。

年 月 日

代表者 住所

氏名

第7号様式

地籍簿台帳(愛知県春日井市)						
枚数	名称			代表者に関する事項	年月日	年月日
					原因	原因
		年月日認可		告示年月日	告示年月日	
		年月日告示		年月日	年月日	
		年月日認可				
		年月日告示		年月日告示	年月日告示	
	主たる事務所				年月日	
		年月日		年月日告示	年月日告示	
		年月日		年月日	年月日	
		年月日		年月日告示	年月日告示	
		年月日告示		年月日	年月日	
	代表者に関する事項	年月日	年月日	年月日告示	年月日告示	
		原因	原因			
		告示年月日	告示年月日	年月日	年月日	
		年月日	年月日	年月日告示	年月日告示	
		年月日告示	年月日告示	年月日	年月日	
		年月日	年月日	年月日告示	年月日告示	
		年月日告示	年月日告示			
		年月日	年月日	認可年月日	年月日	
		年月日告示	年月日告示	台帳を起こした年月日		
		年月日	年月日	年月日		
		年月日告示	年月日告示			

名 称

規約に定める目的

目的欄 丁

名 称

区 域

区域欄 丁

名 称		
その他の事項		

第8号様式

年 月 日

(宛先) 春日井市長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

第9号様式

年 月 日

(宛先) 春日井市長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

告 示 事 項 変 更 届 出 書

次の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出します。

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

年 月 日

(宛先) 春日井市長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

財 産 処 分 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により、財産の処分の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 処分財産目録
- 2 財産処分を総会で議決したことを証する書類

第11号様式

処 分 財 産 目 録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

年 月 日

(宛先) 春日井市長

請求者の住所及び氏名

住 所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、次の地縁団体の証明書の
交付を請求します。

地縁団体の名称	
主たる事務所の所在地	